

論 說

テイロール森林令雜考

——領邦立法史研究覺書——

若曾根 健治

目 次

はじめに

一 領邦令の概観

二 森林令の成立

三 森林官の職務

むすび

はじめに

かつてフォン・ベロウは「農業に対する国家保護——近世における一つの成果」(『經濟史の諸問題』)のなかでこう述べた。中世においては都市經濟に国家保護が与えられたが、近世(一六世紀以降)はこれは農業生活に向けら

れた。ここでは國家はノイトラールな観点から領内の領主¹農民關係に立ち入った。そしてこれによって國家活動の視野は狭い直轄領から全領國へと拡大した¹と。以上とほぼ同趣旨において近時わが國でも、ヨーロッパ十六・七世紀は社會經濟史における一画期とみなされ「都市經濟を單位とした國際的貿易体制」のなから「國民經濟的なまとまり」が形成される時代と捉えられた²。この時期はやがて重商主義時代を導く。ただドイツはフランス・イギリスと異なり「領邦經濟³」のかたちで始めて「國民經濟的なまとまり」を形成しえたのである。もちろん、「都市經濟」・「領邦經濟」にしても、また都市經濟から領邦經濟への「發展」にしても、今日決して問題がないわけではない⁴。また、かつて近世ローマ法継受はこの「都市經濟から領邦經濟(ないし國民經濟)への發展」とのかかわりで論じられたが、しかしこの点も再考の余地がある⁵。筆者は近世史のこれらの諸問題には少なからざる関心をもつがこれは別稿をまつ他なく、本稿はさしあたり「領邦經濟」の一分野を「領邦君主による領邦内資源の保護」と捉えてここにあらわれた法史の一断面を、個別舞台にティロールをとりあげ當領邦の森林令を素材にして浮彫りにするものである。

ティロールは周知のごとく十三・四世紀以降ハルの塩、十五世紀にはさらにシュワーツの銀、クラウゼン・タウフェルスの銅、シュテルツインク・ゴッセンザッスの鉛でしられ、かのフツガー家もティロールの銀・銅で財産をつくりこれを足がかりに「ヨーロッパ經濟の指導者」に上昇した程であった。一方鋳山業の發達は當然大量の木材(坑木用・精煉燃料用)を必要とした。これをうけて君主は國庫收入の観点から森林保護の政策を進めこの一つとして森林令を發し森林利用規制をはかったのである。これらの諸過程は、前間良爾「ドイツ農民戰爭期における共有地問題——ティロール鋳山業の發展との関連において」(『西洋史學論集』七号)に詳細に展開されており、本稿もこれに多くを負う。ただ本稿は、十五世紀後半から十六世紀初頭に及ぶティロール森林令につきこれをめぐり繰り広げられた社會經濟史によりも幾分多く法史の問題に注意を払った。けだし、従来わが國のドイツ領邦國家史研究においては中央行政・財政・裁判・レーエン・文書・軍事等の諸制度史はしばしば論じられてきたが、しかし領邦立法史の分野は

さほど問題とされてこなかったと思われるからである(しかし立法史は行政史ときりはなしては決して論じられないが)。ただ紙幅の都合上森林令諸箇条自体の解明は他日に期し、本稿の重点は森林令を素材に領邦立法史の一つたる法令史の輪郭(栗生武夫『西洋立法史第一分冊』序に言う「外史」)を描くことにある。

本稿の森林令は完結した刊本史料を土台とせず、ヘルマン・ヴォッブナーの名著『ティロール領邦君主の共同地レガール』巻末断片史料⁽¹⁾のなかのものを利用したにすぎない。本稿を「雑考」とし、また「覚書」と附した所以である。

註

- (1) v. Below, Die Fürsorge des Staats für die Landwirtschaft eine Errungenschaft der Neuzeit, in: Probleme der Wirtschaftsgeschichte, 1920, S. 95-6.
- (2) 増田四郎「社会経済史における十六・十七世紀」(『社会経済史学』三七の二)二頁下段。
- (3) 増田四郎「ドイツ近世経済史」(『経済学研究の榮・西洋経済史篇』)一八一頁以下。
- (4) さしあたって F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 2, 1966, S. 275-6, 326. またレーリヒ『中世の世界経済』(瀬原義生訳)七四頁以下参照。
- (5) 三戸寿「ドイツにおけるローマ法継受の原因」(『近代法成立史序説』)一一九頁以下、久保正輔「ゲルマン法史上におけるローマ法の継受」(『西洋法制史研究』)三八四頁。
- (6) さしあたり久保正輔「ヘルムート・コイック『フランクフルト・アム・マインにおけるローマ法の継受』」(『法学協会雑誌』六〇の四)一三三頁下段。H. Coing, Die Rezeption des römischen Rechts in Frankfurt am Main 2, 1962, S. 185-6.
- (7) 森林令発布の点ではティロールは他邦に先んじていた(後述)。なお一般に、栗生武夫「入会の歴史」(『入会の歴史其他』)六、四六一七頁、M・ドヴェーズ「森林の歴史」(猪俣礼二訳)七八頁。
- (8) Th・マイヤー「ドイツ近世経済史」(上田作之助訳)十二頁、(西井克巳訳)十五頁。
- (9) さしあたって林毅「領邦身分制國家ケルン大司教領の構造」(『版大法学』一〇〇)四〇頁註(1)参照。

- (10) さしあたって久保正輔「ヨーロッパ古法典めぐり」(『学燈』六三の十二)、村上淳「法律の『一般性』について」(『概観ドイツ法』)九六頁以下、同「ドイツ法学」(『法学史』)一一三—四、一三〇頁、E・ホルストホフ「近世ドイツ国制史(一)」(『編譯幸雄訳』)『立正法学』六の三・四)八八頁。またバイエルン十四世紀についてO. Frankh, Beiträge zur Geschichte der Reception des römischen Rechts in Deutschland, 1863 (ついでに第一部)；Th. Röllig, Beiträge zur Ueber das vaterländische Statutenwesen, Beiträge zur Geschichte, Statistik, Naturkunde und Kunst von Tirol und Vorarlberg, 3(1827), 1 ff., 5 (1829), 1 ff.
- (11) H. Wopfinger, Das Amendement des Tiroler Landesfürsten, 1906, Beilagen, Nr. I-XXX. (本稿本文であげた Nr. はすべてこのワグネルマンナーの巻末史料の番号である)

本節ではヨーロッパ法史および領邦立法史におけるティロール森林令の大略の位置を指摘したい。

ヨーロッパ近世国家における主な立法は (a) 法令 (帝國法令・王令・領邦令) の発布、(b) 領邦改革法典・都市改革法典 (ヒトリシムルツレヒシネルマテリシ) に見られた法採録 (ドイツ)、王権による慣習法の編纂 (フランス)、(c) 自然法的諸法典の編纂 (「近世ないし近代の法学」に依拠した)、(d) ドイツ (そしてスイス) における統一諸法典、とりわけ民法典の制定、にあらわれた。本稿のティロール森林令は (a) 法令 (しかも領邦令) の一分野である。かつて W・エーベルはドイツ立法史上法を (イ) 判告を通し発見された法 (「判告法」) 、「非制定法」、(ロ) 法仲間の合意にもとぎ生まれた法 (「自発的法」) 、「制定法」、(ハ) 「支配者あるいはその他の官憲によって命令された法」 (「法命令」) 、「三概念において捉えたが、領邦令はこのうち (ハ) に属した。それは領邦のすべての人民を継続して一般的に拘束する君主の命令 (「官憲」) によって与えられ命じられた秩序を、(人民は) 法とみなし、これに従うべきとする命令」) であった。ところで、「法命令」が「法」であるには「判告法」・「制定法」

におけるとは異なり命令者・被命令者間に「君主と臣民」の関係が前提となっていなければならない。⁽⁵⁾ ではドイツ法史上この関係はいつどこで発生したか。これに答えるにエーベルはただ、「高期中世になって始めて君主の法命令が〔立法活動における〕^{シュタートカペリチオン} 国家論的原理となり、そして——もつと後には——また^{プラーグケンゼン} 実用的原理となる」とのみ述べた。しかしここには、一一五八年ロンカリア帝国会議席上フリードリッヒ一世に対しミラノ大司教のおこなったかの発言（「貴帝の意志が法である」）にうかがえたローマ法的法觀念のヨーロッパにおける成立が想定されていよう。⁽⁷⁾ だがこの觀念が国家の立法活動のなかで単に「国家論的原理」にとどまることなく「実用的原理」となりえたのは、帝国立法の場においてではなかった。けだし帝国立法は高期中世以後も依然、帝国会議における嚴格に裁判手続にもとづいた⁽⁸⁾ 法判告（帝国ヴァイステューマー）、あるいは君主と帝国會議参加者（帝国等族）との契約にもとづいた法制定（帝国ラント平和令）、のかたちで起こった。こうして帝国法令は帝国等族に対し一方的に下附された「法命令」ではなかったのである。近世でも例えば、帝室裁判所令は「諸等族の諸々の要求をもち込んだもの」⁽⁹⁾ であったし、帝国公証人令も「帝国等族との討議」⁽¹⁰⁾ を経て決定された。さらにカロリナはかの「不可抵触条項」をもち、また帝国警察令に関してはこれをラントに適用する場合に等族は「ラントの事情を考慮してほどほどなものとす」⁽¹¹⁾ 裁量権を獲得した。「このようなきさまの条件が〔帝国法令に〕課せられること⁽¹²⁾ で始めて〔等族との〕^{アイニグク} 合意は達成されえた」⁽¹³⁾ のであった。この点で帝国法令は王令とは異なった。けだしフランス王は王令を起草させるにあたり王国三部会およびバルマンの影響を「尊重するか否かは王の自由で」⁽¹⁴⁾ あったのである。

ところでさらにエーベルは帝国ラント平和令をとりあげつつこう述べたのである。帝国平和令が帝国等族の支配領域（領邦）でおこなわれるに至ると、ここでは諸侯と領邦等族とは平和令の遵守を領邦のすべての人民・官憲に対して義務づけたのであり、これを通して「帝国法上の^{ザツツク} 制定法と領邦内命令^{ゲザツツク} 権との結びつき」⁽¹⁵⁾ が起こった、と。この指摘は、領邦で始めて「法命令」が立法活動における「実用的原理」にまで達した一契機を示さんとするものである。⁽¹⁶⁾ 領

邦において始めて「法命令」が（厳密に言えば「法命令」も）「法」となりえたこの変化は、高期中世ヨーロッパで成立したとされるかのローマ法的法觀念に由来すると言ふよりもむしろひとえに領邦における諸侯の政治権力の形成にかかわっていた。しかもこの権力の形成は、諸侯領國において「法命令」を執行しうるだけの行政組織、すなわち國家生活におけるすぐれて技術的な要素（「理念を現実化する技術的能力」）の發達と深く結びついた（「立法」は「行政」の一部分であつたし、また「君主の」主権性の眞のしるしは今や行政権力を所有することであつた）のであり、これに対し、「領邦君主の権力の中核は……中世の政治権力の中心概念とされていた「裁判権」にあつたのでは断じてない。こうして領邦における「法命令」＝領邦令を問題にせんとする所以は大略しれよう。ところで領邦令はとりわけ警察法・經濟法の法源を形成したものと特徴づけられ、またローマ法継受時代の立法として十六世紀改革法典の成立と一緒に論じられ（すなわち領邦令と改革法典とは「ローマ法継受以後もドイツ固有の慣習法がいかなる範圍で通用すべきものとされるかを明らかに」したものであつたと）、かくして継受普通法とのかかわりかたを中心論点に叙述されるのが通例である。無論領邦令を警察令の側面から性格づけ（領邦令は帝國警察令からの刺激を被つた²⁰）、これによつて「警察」觀念の成立・發達をみた特定歴史段階（ほぼ十六世紀）における領邦令（「ラント警察条令」）の大量現象に注目するのは決して間違ひではない。これに対し本節では領邦令を法素材の上でも成立時代の上でも通例よりもっと枠を広げて考えてみたかと思うのである。けだし、領邦立法において始めて「法命令」は「判告法」・「制定法」とともに、現実に「法」とみなざるべきとされたとすれば、「法命令」として領邦令は領邦における國家生活の形成・發展過程のなかで捉えられねばならず、かく捉へることで領邦令の全容と發達とは明確とならう。従來の領邦令のとり扱ひかたには以上の觀點が見失われていたと思われる。本稿のティロール森林令も他の諸領邦令との関連で始めて領邦令史上の位置づけをえる。こうしてわれわれは森林令を一素材とする領邦令史の考察により、ドイツ領邦立法史の一分野を描きうるのである。

さて、伯領ティロールは、中世法史上大公アルプレヒト一世代完成の『オーストリアラント法典』とほぼ同時代（二二八〇年代）成立の『マインハルト二世ラント法典』（これは現在断片でしか伝わらない²²）で、そしてとりわけ近世法史上マクシミリアン一世公布『伯領ティロール刑事法令集』²³（一九九九年十二月二十六日）、またティロール改革法典の最初の『伯領ティロール領邦法典』²⁴（一五二六年三月二日）インスブルック等族会議における成果の一つ）で人口に膾炙する領邦であるが、他方さまざまな個別領邦令の存在でも決してみおとせない国家である。繰り返し述べる如く本稿の森林令もその一つであった。ところでティロール森林令のなかで重要なのはマクシミリアン公發布の、²⁵一四九二年十一月十日森林令（Nr. XV）、および²⁶一五〇二年四月二十四日森林令（Nr. XVII）の二法令（本稿ではそれぞれ一四九二年森林令・一五〇二年森林令と呼ぶ）であった。この両森林令はティロールのみならずドイツ諸邦森林立法史のなかでも際立った存在であり、このうちとりわけ注目すべきは「後世の〔ティロールの〕あらゆる森林令の基礎となった」²⁶一五〇二年森林令で、これは「〔ドイツ諸邦において〕今までにいられた最古の森林警察令」と紹介された（但し一四九二年森林令は一五〇二年森林令とは異なり狩猟関係の箇条も多く含み〔狩猟行政と森林行政の未分化現象〕、この点ではまだ古い型の森林令の一面をもった²⁸）。これら森林令の特質・内容は後述するとして、以下では森林令を一つとした主たる領邦令の全体を一五〇二年森林令に至るまでほぼ時代的に概観したい。

ティロール領邦が帝国法上成立して以後、「判告法」・「制定法」に対して「領邦令」發布のほぼ最初は一三二一年とみてよい。すなわち（一）²⁷一三二一年四月二十五日法令（ラントに有害な人間に対する七人の宣誓による断罪手続を命じる。同手続は十三世紀末期以後十四世紀にかけてバイエルン・シュワーベンの帝國都市法に散見された）で、これ以後（二）²⁹租税令（一三二五年一月、君主の結婚費用のため臨時税を全ラント裁判区に対し賦課）、（三）³⁰手工業および農業労働者賃銀令（一三五二年一月九日、黒死病に由る「はげしい労働力の不足」に対処）、（四）³¹一四〇四年十月二三日法令（領邦内全保有農の土地保有関係につきは慣行化していたのを法定化。とくに世襲保有権を確認し、保有農による土地譲渡の自由を認めた。但しこの場合譲渡人は代わりの保有者を土地領主に差し出

す義務を負った⁽³⁴⁾、(5) 狩猟令(初期のものとして一四一四年 N:VI)・鉦山令(同 一四四七年 八月十日 および一四四九年 シュウーツ鉦山令⁽³⁵⁾・ホルツォルドレスク・森林令(同 一四六〇年頃 シュテルツィンクハマトライ地域の鉦業(燐鉦所)森林令 および一四六五年 フィンチユガウ溪谷パルチンス教区森林令 N:VII)等レガール関係法令、(6) 裁判所令(一四八七年 裁判の公平を期し賄賂授受を禁じ判決發見人の中正を命じ、さらに事件内容に応じて發見人人數(通例十二名)の少数化をはかり、當事者の裁判経費の低額化をめざした。一四九一年 代弁人・裁判所書記へ支払わべき料金および文書捺印料金の定額化を決めた)、(7) 一四八九年 法令(境界・土地所有・遺贈等とりわけ民事事件の証明手続に証人に対する証言聴取手続⁽³⁶⁾の改善を命ずる。「証人は裁判所で証言にあたり、知見したすべての事柄を述べねばならず一部分(すなわち証人の召喚者に有利なこと)のみを述べることがあってはならない」の趣旨)、(8) 警察令(一四八九年 教会守護聖人祭への武装出席の禁止。一四九一年 ラント内徘徊者の宿泊を禁止。一四九一年 外人乞食のラント滞留を禁止)、(9) 経済関係法令(一四九一年 穀物買占の禁止。一四九三年 パン・肉・魚・ブドウ酒の価格ないし重量の統制、粉碾き料の法定)、(10) 一四九九年 および一四九六年 法令(「フューデにおける一方の当事者が裁判所に和解を求めたにもかかわらず、他方がなおも実力を行使せんとするとき後者は官憲によって逮捕さるべし」の趣旨の規定、および殺人には亂闘手続を命ずる旨の規定を含む)、(11) 刑事裁判令(一四九九年 犯罪と刑罰・刑事手続の規定。審理・判決宣告とも原則として非公開となった)、と続く。さらに一四〇六年⁽⁴⁰⁾ および一五一二年 ラント特権状(一般特権状)⁽⁴¹⁾にも注意を払っておきたい。これらは無論「法命令」に領邦令ではなく等族の同意のもとに君主が△ラントと人民▽に向け発したのだが、しかしここにはラント防禦のため貴族・市民・農民の果すべき軍役義務量が定められており(例えば一箇月以内兵役では経費は義務者負担、それ以上は君主が俸給支給)、これも国家生活の重要な一項目であった。とくに有名な一五一一年ラント特権状(これはティロールの「ラント制定法」⁽⁴²⁾・「憲法」と紹介された)は一種の兵役規則でもあった。前述諸領邦令は既述のごとくすべて個別事項にかかわった個別領邦令であった。これに対しラントの全国家法領域を含んだ一般領邦令と称しうるのは、「法命令」のかたちではかつて発せられたことなく右述「一般ラント特

権状」および前述「改革領邦法典」としてあらわされたのが特徴的であり、しかもこれらは「法令令」に領邦令とは異なり等族會議が立法に関与しこの結果定立・制定されたものである。後代はこれら「特権状」・「法典」諸箇条（ここへ一部分諸領邦令が整理統合された）が個別領邦令に多かれ少なかれ代わつておこなわれていった。

以上ティロール領邦令のうち、われわれが直接参照しえしかも代表的なものを概観した。これら個々の法令がそれぞれの特定歴史段階においてもった意義については本稿でとり扱ひえない。通例ティロール領邦令は、官撰『伯領ティロール刑事法令集』に収録されて刑法・訴訟手続法・裁判所構成法・警察法・經濟法の諸法源を形成したものの（一四八七—一四九九年）が最初とされるが、これに対し本節は前述のごとくこの一時期の領邦令にとどまらずこの存在を時代的にもつと遡らせてみた。この趣旨はひとえに、ティロール領邦君主がほぼ十四世紀初頭以降本格的な国家形成にあたっておよそ何を課題としそしてこれの解決をはからんため、通例顧問官ないし顧問會議（「政策決定者」）に諮り⁽⁴⁶⁾一休いかなる種類の法令を發布したか、の全体像をえんとしたからに他ならない。こうした課題とは領邦令概観よりしれたごとく（i）ラント平和の維持、（ii）人民による財政的援助、（iii）労働者賃銀の法定、（iv）保有農民層の地位の改善、（v）狩猟・鉾山・森林等レガールの徹底、⁽⁴⁷⁾（vi）公平な裁判をおこなわんための裁判所組織の改良、⁽⁴⁸⁾（vii）^{ゲマインシャフト}国家共同体内部における善良の秩序（「警察」）の形成、⁽⁴⁹⁾（viii）公平な經濟活動の育成、（ix）フェーデに対する国家法的規制、（x）民事手続の改善、（xi）刑事裁判の改革・札問手続の導入、がこれである。またこれらに加えて徴兵軍の養成もあげうる。

右述の諸課題は、それらが實際問題「判告法」によって補えずまた「制定法」によってもおおいづくせず全領邦に妥当する君主の「法令令」をまたねばならなかった点では、「法」から自由な領域（エーベル）を形成したと言える。すなわち「行政を通して彼（君主）に帰属した諸課題はまさしく「法」から自由な領域のものであった」のである。ここには伝統の「法」と新たな「行政」とが対立的に捉えられている。つまり右諸課題は、君主が「判告

法」・「制定法」に相對峙して「法」を権力的・官憲的・警察的に操作し創造せんとした分野であり、この法操作・法創造のあらわれが「法命令」の發布であったのである。これに対し「法」から自由な領域」とは単に、「法」が従来とり扱ひえなかつた分野（対象・素材）のことのみ理解されてはならない。けだし「判告法」と言えどもこれは判告者のときどきの正義感情に即応して刻々と内容を変えたことで（「法の変動」）、⁽⁵⁰⁾「法の改善」すなわち法生活の現実と法の理念との妥協⁽⁵¹⁾、また「制定法」は新規につくり替えられることで、それぞれ特定歴史段階における必要に呼応し變化した。これによって新しい法形成が「判告法」・「制定法」自体を通してもおのずと起こり、このなかでこの「新たな法」はより広い範囲の分野（対象・素材）をつかみえたのである。しかるに「法命令」はこの新しい法形成そのものに対して自己を主張せんとしたのである。ただこの場合君主は主観的には、「法命令」は決して「判告法」・「制定法」を侵犯してはいない、と考へていたのが特徴的と言へる。しかし客観的には、「法命令」は「法」とは相反したのであり、しかもこのことは法対象（素材）ではなく法理念の上で起こつたのである。⁽⁵²⁾

さて本稿が中心素材とするかの一九九二年・一五〇二年の両森林令は、ティロール領邦令を概観し確立期領邦國家の諸課題を確定するなかで始めてその特質をよく理解できる。右森林令は、領邦令概観（5）の森林令（言わば個別森林令）とは異なつて（α）鉱業地森林でなく、村民団体が伝統的に利用・処分をおこなつてきた森林、すなわち君主直轄林・領主所有林と區別された共同地森林を対象とし、しかも（β）例えば一教区のごとき個々領域にでなく広く上下部イン溪谷および同溪谷支流ヴィツプ溪谷従つてほぼ北ティロール全域に妥當した言わば共通森林令であつた。ティロール森林令における個別森林令から共通森林令へのこうした変遷は注目すべきである。けだしそれは、領邦の森林行政を支配した観点が（A）初期行政と（B）後期行政とは異なつたのを示唆するからである。すなわち（A）は、森林レガールに伝統的に依拠しこれによって財政収入をはかることが目的であり、このことは君主がおこなつた無主地森林・共同地森林の譲与（授与および賃貸）にあらわれたし、また財政的観点は鉱山業の發達によつて

鉦山レガールの主張と結びつくことでますます表面に出た。⁽⁵⁴⁾ こうして初期森林令は財政収入の観点から、鉦山と言う主要な領邦内資源の開発(これを直接めざしたのが鉦山令)に資せんとするものであり、このために鉦業用森林(これには元来無主地森林があてられていた)を個々森林地域・鉦山地域において一層獲得せんとするための森林利用規制を目的とした。以上に対し(B)は、領邦内資源の開発よりもむしろその一般的保護、すなわち領邦内森林全体に対する保護が主眼であった。従ってここにおける君主の森林利用規制は次のごとくである。すなわちこれは(i)個々の森林地域・鉦山地域につき森林・鉦山レガールに依拠しつつ財政関心の程度に応じて、区々におこなわれる(共同地森林に対する君主レガールの「事実的主張」)⁽⁵⁵⁾ことなく、また(ii)村民団体がおこなってきた地方毎の森林保護(これは村民判告法・村規則の主要な対象を形成した)⁽⁵⁶⁾の枠を超え、あるいはこれと相對立したのである。こうして後期森林令は、権力的・官憲的・警察的なかたちでの「一般国民経済ノ伸張ヲ目的ト」した(森林レガールから「一般的森林高權」(国家の森林監督權) || 法令による一般的規則、への發展)⁽⁵⁷⁾。

他面個別森林令から共通森林令への変遷はそれ自体、中央行政の発達、換言すれば「政策決定者」すなわち顧問官^{ラト}ないし顧問會議^{レゼンツ}(これは専門的知識と經驗とを積めばつむほど理論的には「國王に從うよりも自分自身で決定を下す」⁽⁵⁹⁾に至る)と、政策実施者すなわち官僚群(彼ら自体、広汎な裁量權を有したが)との組織的連繫(後節参照)の進展、と深くかかわっており、官僚行政の確立にもとづいていた。最後に個別森林令・共通森林令の各々を規定したモメントの差異はあえて言えば、前述領邦令概観からも推察される。すなわち領邦令発布において(1)ないし(5)にうかがえた君主の受働的伝統的姿勢と、これに対し(6)ないし(11)にみられた君主の積極的改革的態度との差異で、この差異を規定した決定的モメントが官憲的「警察」觀念の一層の発達であった。この觀念によれば君主は(善きことのために、および共通の利益の促進のために)法令を發するのであり、しかもこの命令は、領邦臣民のみならず当該領邦において手工業等生業を営む外人に対しても領邦内における(共通の利益 (Gemeins nutz))の促進

説のために、おこなわるべき性格をもつものである。⁽⁴⁹⁾ 以上の意味で、大公ジークムント統治末期（一四八七年）からマクシミリアン統治初期（一四九九年）に至る諸領邦令は確かに、ティロール領邦令上一時期を画したといえる。そして「最古の警察森林令」と呼ばれた一五〇二年森林令もまたこれに続く時期の一産物であったのである。

註

- (1) 久保正幡「ドイツ近世私法史料叢書」の刊行（『國家学会雜誌』五五の四）八〇頁上段以下参照。
- (2) 久保正幡「總論」（『法典編纂史の基本的諸問題—近代』）四頁。
- (3) かの Quellen zur Neueren Privatrechtsgeschichte Deutschlands. 2 Bd. Polizei- und Landesordnungen. 2 Halbbd. Einzelverordnungen, 1969. には残念ながら森林令をはじめガール關係法令は収録されていない。これは編者によると (2 Bd. 1 Halbbd. 1968. S. 51) 該法令があまりに量が多く、とりとて一方を収録し他方を捨てることや法令を部分的に収録するの採用がたく、結局別個の巻で扱われるをえないためである。
- (4) W. Ebel, Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland, 1958, S. 26.
- (5) けだし君主の「法令令」自体は元来「法」とはみなされなかった（村上章一「法律の『一般性』について」、九三頁参照）。
- (6) (7) 各々 W. Ebel, a. a. O., S. 26, 43.
- (8) H. Lieberich, Kaiser Ludwig der Baier als Gesetzgeber, ZRG², 76, 1959, S. 205, 207, 215.
- (9) 勝田有恒「帝室裁判所規則（一四九五年）の成立」（『一橋論叢』六八の四）六頁下段。
- (10) 久保正幡「公証人と法律学の歴史」（『公証法学』二）一八頁。
- (11) H. Fehr, Deutsche Rechtsgeschichte, 1962, S. 228.
- (12) O. Stobbe, Geschichte der deutschen Rechtsquellen, II, 1864, S. 186.
- (13) 野田良之『フランス法概論上巻』二八七頁。
- (14) W. Ebel, a. a. O., S. 49.
- (14 a) H. Lieberich, a. a. O., S. 232. によれば、ケルンテン大公（ティロール伯）はすでに一三二七年「法律をつくりこれを変更する」自己の権利を強調したとされる。
- (15) 法觀念の變化につきこの技術的要素を特に強調したのが周知のごとく F. ケルン（『中世の法と限制』（世良晃志郎訳）六一

頁) であつた。なほ F. Kern, Kingship and Law in the middle ages, 1968 によつて S. B. Chrimes の序論 p. xxvi を参照。

- (19) J. R. Strayer, On the medieval origins of the modern state, 1970, p. 102 (シムオン・ストゥンツァー『近代國家の起源』(薮見誠一訳) 一六八頁)。
 (17) 前註 (5) 所掲村上論文、九八頁。従つてこの意味で、警察令時代の君主立法権が伝統的な法の性格をとりつゝた、とは理解しがたらしい見解である。
 (18) H. コーピング『近代法への歩み』(久保正輔・村上淳一訳) 八一頁。
 (19) F. ヴィーブッカー『近世私法史』(鈴木祿弥訳) 二一八頁。O. Stobbe, a. a. O., S. 216.
 (20) Quellen zur Neueren Privatrechtsgeschichte, 2-1, S. 29 (Schmelzsen).
 (21) O. Stobbe, a. a. O., S. 209. なほ佐藤謙十『ローマ法』(『法政学』) 四四一頁参照。
 (22) H. Wiesflecker, Meinhard der Zweite, 1955, S. 177 ff; ders., Das Landrecht Meinhard's II. von Tirol, in: Tiroler Wirtschaftsstudien 26-2, S. 455ff.
 (23) 《Gesetz und ordnungen der ynzlichen Malefiz Rechten und anderer notdurfftigen henndehn des landts der Graueschaft Tyrolt》(E. Schmidt, Die Maximilianischen Halsgerichtsordnungen für Tirol (1499) und Radolfzell (1506) als Zeugnisse mittelalterlicher Strafrechtspflege, 1949, S. 94 ff.)
 (24) 《Der fürstlichen Grafschaft Tirol Landordnung》(J. Oberweis, Die Tiroler Landesordnung vom Jahre 1526, Österreichische Vierteljahresschrift für Rechts- und Staatswissenschaft, 17 (1866) S. 22 ff., 18 (1867) S. 174 ff.) 中の「第百三十一條」は十四世紀の法律雑誌に於て T. R. v. Sartori-Montecroce, Über die Reception der fremden Rechte in Tirol und die tiroler Landes-Ordnungen, 1895 年参照。
 (25) H. Spangenberg, Territorialwirtschaft und Stadtwirtschaft, 1932, S. 112-3.
 (26) H. Wopfinger, Das Almendregal des Tiroler Landesfürsten, S. 91.
 (27) J. Trubrig, Die Organisation der landesfürstlichen Forstverwaltung Tirols unter Maximilian I, Forschungen u. Mitteilungen zur Geschichte Tirols u. Vorarlbergs, 3 (1906), S. 335.
 (28) 森林立法はもとて商マントに於てなされ、この場合商法のものは通例一五一五年のヴェルテスマルク森林令と呼ばれてゐる。

- (R. Hübner, Grundzüge des deutschen Privatrechts⁵, 1930, S. 291) が、この点はチロール森林令によつて修正されな
 へつたといふこと。
- (26) 《*Statutum contra nocios terras Karinthiae*》 (MG. Const. IV, Nr. 1180, S. 1236) この法令は確かにケルンテン大
 公領キーンツ裁判官に送つたといふのだが、*路布希大公* (インリマ) は元來キエローン伯であつたといふから、チ
 ロールにもお
 こされたといふべき。
- (27) Quellen zur Steuer-, Bevölkerungs- und Sippengeschichte des Landes Tirols, 1939, S. 96-7; Schwind-Dopsch,
 Ausgewählte Urkunden, 1895, Nr. 86, S. 165.
- (28) Schwind-Dopsch, a. a. O., Nr. 100, S. 185-8.
- (29) リューク『社会経済史』第14巻(1914)『五世記』(中村誠一郎訳) 七六頁。
- (30) H. Wopflner, Urkunden zur deutschen Agrar-Geschichte, 1928, Nr. 261, S. 362-6.
- (31) H. Wopflner, Beiträge zur Geschichte der freien bäuerlichen Erbleihe Deutschtirols im Mittelalter, 1903, S.
 116-7.
- (32) St. Worms, Schwazer Bergbau im fünfzehnten Jahrhundert, 1904, Urkunden, Nr. 6, S. 110-1, Nr. 7 (b), S. 127-9.
- (33) St. Worms, a. a. O., Urkunden, Nr. 11, S. 135-8.
- (34) Vgl. O. Stobbe, a. a. O., S. 220 (種姓ノガ一國係は法 典にどなく個々法令によつて扱われた)。
- (35) 以下各種法令に註(36) のものを除きすべて E. Schmidt, a. a. O., S. 95 ff. に収録されたものである。また法令解説は、第
 該法令諸箇条の主な一部分を摘記したものにすぎず、決して全内容ではない。例えば裁判所の構成、経済法關係等の諸項目は
 其の法の法令に重複して規定されてゐる。
- (36) H. Wopflner, Die Lage Tirols zu Ausgang des Mittelalters, 1908, Beilagen. I, S. 205-7.
- (37) Schwind-Dopsch, a. a. O., Nr. 158, S. 297-9.
- (38) J. A. Freiherrn v. Brandis, Die Geschichte der Landeshauptleute von Tirol, 1850, S. 412-22.
- (39) O. Stolz, Die Bestätigung der alten Tiroler Landesfreiheiten durch die Landesfürsten, Schlern-Schriften 52
 (1947), S. 317 ff.
- (40) H. Spangenberg, a. a. O., S. 112.

- (44) O. Stolz, Wehrverfassung und Schutzwesen in Tirol, 1960, S. 66.
- (45) H. Wopfner, a. a. O., S. 184.
- (46) これは、法令末尾の署名に「*Ad(ominus)d(ux) in consilio [caudat]*」(これに対し顧問会議に諮ることなく発せられたものは「*dominus dux per se [caudat]*」) *non est commissio domini regis in consilio*」(君主自身が法令に署名すること) *per regem/per se*, *per regem/pro se*」の文言がつけられた。
フレイムンツ、ノルンバーン、シュティリアー
- (47) オッター・ノマンナーは領邦君主による「ノガールにも同じ支配を」流通「経済」に対してする支配」(「街道支配」)と捉え、君主の家産的支配に対峙させ、強調する。そしてノガール支配が君主の商業政策・経済政策を導いたとみた「Politik und Wirtschaft in den deutschen Territorien des Mittelalters, Vergangenheit und Gegenwart, 27 (1937), S. 412」。
- (48) F.-L. Knemeyer, Polizeibegriffe in Gesetzen des 15. bis 18. Jahrhunderts, Archiv des öffentlichen Rechts, 92 (1967), S. 155-8.
- (49) W. Ebel, a. a. O., S. 59, 60.
- (50) G. Franz, Geschichte des deutschen Bauernstandes?, 1976, S. 58. 世良晃志郎「封建社会の法思想」(『法哲学講座』第二巻) / 131-137頁。
- (51) W. Ebel, a. a. O., S. 20.
- (52) 従ってこの意味で次の見解、すなわち「諸侯(領邦君主)の命令による法定立」は「rechtsfrei な領域でのみ可能」であり、これに対し「良き旧き法と抵触するときは、それは無効とされた(村上淳一「ドイツ法学」123-124頁)の見解は、理解しがたい。ただし、この見解は、そもそも「法命令」なる概念を否定してしまっこととなるからである。
- (53) H. Wopfner, Das Almendregal, S. 90 (einzelne Verordnungen) & eine Waldordnung & (の統括)。
- (54) Art. Allmende (E. Sachers), in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, I, 1964, Sp. 116.
- (55) この「事実的主張」は個々地域によつて異なつたのであつた(H. Wopfner, a. a. O., S. 47)。
- (56) さしあたって伊藤榮「共同森林の用途とその規則」(『政経論叢』(国学院大学)五の三)九三頁以下の諸事例参照。
- (57) 高山三平『日本森林法』(昭和七年)一三三頁。但しこのことは、(B)時代の森林保護が全く「警察」観念のみによって支配されたことを意味せず、「園庫」観念にも注目せねばならぬ。
- (58) H. Planitz, Deutsches Privatrecht³, 1948, S. 77; R. Hüfner, a. a. O., S. 289, 291.

(59) J. R. Strayer, op. cit., p. 102 (『近代国家の起源』六九頁)。
 (60) 前述一四九三年三月二十四日法令圖頭 (E. Schmidt, a. a. O., S. 124)。

二

以上で共通森林令の諸領邦令中における位置が大略理解できたと思う。そこで本節ではティロール諸森林令のなかでとりわけ重要な一五〇二年森林令を中心に、まず森林令文書を概観し、ついで森林令成立をめぐる展開された森林行政の基本的なしくみにつき叙述したい。

現在一五〇二年森林令はティロール州政府文書館(インスブルック)に次の二つの写本、まず(A)『筆写簿叢書II』八一五〇二年の部V(冊子本)第二四葉裏ないし第二七葉表に収録されたもの、つぎに(B)『森林帳簿』八一五〇四年一五〇六年の部V(冊子本)第六葉裏以下に記録されたもの、で伝わっている。最初に(A)につき概言しよう。森林令文書のほとんどは直接にはこのように「筆写簿」に記録されたものから今日しりうる。筆写簿に記録された諸文書は、ティロール記録簿制度成立当初(十四世紀初頭)はほとんどが特権状であったが、やがて法令・訓令等人民・官憲宛て令状をも含むに至った(但しこのはっきりした年代は不詳)のである。例えば『ジークムント公筆写簿』八一四七八年—一四七九年の部V(冊子本)第二五六葉に記録された十月二日法令(Nr. VIII)。これは君主が一鉾山官に宛てた命令で後述△*Embieten*—*Embhelhen*▽式の一つである。一五〇二年森林令は右述のごとく一連の筆写簿(筆写簿叢書)のうちで△II Vと呼ばれたもののなかに収められていたが、他に△示達と命令(*Embieten und bevelch*)▽の表題をもった筆写簿にも森林令が登録され(例えば一五二二年九月十六日タウフェルス裁判区森林令Nr. XXVII)他に鉾山令も収録された)、また類似のものには△官廷からの指令(*Geschäft von Hof*)▽と呼ばれた筆写簿が存する。これには例えば、上級狩獵官(ティロールおよび高部・前方オーストリア諸ラントを管掌)に対する一五〇三年一月十五日

訓令 (君主直轄林・君主狩獵の保護を命じた。Nr. XVII) が収録されている。領邦文書部記録簿が、従来の特權狀 (とくに官職讓与の文書) に加え (特權狀筆寫簿は A 告示 (Bekennen) V の名で呼ばれた)、法令・訓令を新たに収録するに至ったことは、大量の法令・訓令にもとづいた中央行政、すなわち起草者 || 顧問官行政と実施者 || 官僚行政の連繫の成立を示すものである。

次に (B) は森林官吏等諸中央官 (例えば書記官も一員) からなつた政府委員が森林巡回に際し携帯した日誌であり、これには委員が巡回途上で職務上出会つたあらゆるできごとすなわち森林利用をめぐる在地の現状が日を追ひ各部落毎に記録された。この類の記録 (これは巡回後政府 || 顧問會議に報告された) の他に、「森林帳簿」には法令・訓令も筆寫された。これらは、村民に対する法令朗読、あるいは村民の苦情の聴取等の職務に際し支障が起ころぬよう巡回委員のための覚えとして参照された。ティロール森林帳簿の最初は一五〇四年—一五〇七年森林巡回の際の記録帳簿でここに書き込まれた一五〇二年森林令は前述 (A) のものをさらに写したものであらう (以後の森林帳簿は、一五一一、一二、一五、一六年のものが現存する。冊子本五四二・五四三・五四四) この種の帳簿としては他に狩獵官吏が携えた「狩獵帳簿」がしられ、このなかへ、狩獵官吏・属吏は自分宛の訓令、その他の命令を書き込んだ (Nr. XVII)。また鉾山地域では鉾山裁判所書記が鉾山地域の各ラント裁判所用意の「裁判帳簿」のなかに鉾山令を書き込み、訴訟に備えた。こうして帳簿制度はティロール中央行政の特色の一つを (しかも早くから) 形成したのである。

ところでわれわれが今まで一五〇二年森林令と呼んできたものは実は、(a) 「訓令」と (b) 「法令」の二部分からなつていた。このうち (a) は、共同地森林官 (以下単に森林官と呼ぶ) に宛てたもので冒頭で「朕の忠良なレーオポルド・フックスマークが朕によって任命された森林官 (waldmeister) として、朕のハル製塩所およびシュワーツ鉾業所 (の森林) には屬さぬ共同地森林 (Gemeinen wälden und holtzern) において他の朕の森林官吏と

ともになにを職務とすべきであり、そしてそれ〔職務〕が彼によっていかようにおこなわれるべきであるか、の訓令 (Instruction) ∇ と述べた。九箇条の本文は森林官がとくに森林巡回途上で森林利用につき農民団体および燧鋳業者に對しおこなうべき職務を命じる。つきに (β) が、冒頭で \wedge としてこれは朕が定めた法令 (ordning) である ∇ と述べる本来の森林令 (これを森林官は訓令と一緒に受けとった) で、全二三箇条よりなる。ここには森林利用に對するさまざまな規制例えば森林の売却・開墾、禁制林等に関する規制の他に、森林犯罪告発人設置・森林刑法・森林訴訟 (とくに上訴) 手續に関する規定がみられ、これら後者が一五〇二年森林令の新側面を形成した。ティロール最初の森林警察令 (個別警察令の一つ) と紹介される所以である。一五〇二年森林令は後に (一五一一、二四、二七年) 改正され『一五三二年ティロール改革領邦法典』第四部 (Buch IV) に収められてイン溪谷のみならず全領邦におこなわれた。従つて当森林令以後は共通森林令は新たにはつくられず、個別ラント裁判区・個別農民団体を対象とした森林令の制定をみたにすぎない。このうち一五〇二年森林令のごとく (α) 「訓令」と (β) 「法令」とをわけてもつたのは一五〇五年¹⁰⁾ 森林令 (Nr. XIX) で、ここには \wedge 朕の上級森林官 (obrist holzmeister) に与えた職務命令 ∇ と \wedge 朕の臣民は森林をどのように利用すべきか ∇ との部分¹¹⁾ が各々別個にあらわされた。他の個別森林令は鉾山都市ハル近郊農民団体 (一五一五年。Nr. XXIV)、裁判区タウフェルス (一五二一年¹²⁾ 九月十六日 Nr. XXVII)、同シュテルツィンク (一五二七年¹³⁾ 十月二十四日 Nr. XXX) につきしれるが、これらはもはや前記 (α) と (β) とを区別せず森林令文書の冒頭に \wedge 訓令および法令 ∇ と述べられたごとく「法令」は同時に森林官吏に宛てた「訓令」としても妥当したのであった。このように一五〇二年の共通森林令および以後の個別森林令の制定は官吏への訓令の下附を契機としており、また (とくに個別森林令にうかがえるとおおり) 官吏宛の「訓令」自体が人民に對する「法令」とみなされた。こうして「法律 (Gesetz)」がその対象を不完全にしか把握していなければいけない程、「他方で」執行機関が自分に与えられた (個別的) 命令を「一般的拘束力をもつべき」法 (令) の代わりとしまふ危険がますます大きくなる¹⁴⁾ ののである。この最後の点を多少

とも推測させるのが、^{一五〇三年}九月十六日訓令 (Nr. XVIII) である。これはイン溪谷の君主狩獵林 (wildpenn) ・直轄林 (forstpan) ・濕地林 (ambolizer) 保護のため官有林森林官に下されたものであり、(当時イン溪谷共同地森林については一五〇二年森林令が存したが、しかし同溪谷官有林に關しては同種の森林令は公布されておらずかくして) この一五〇三年訓令自体が官有林森林令とみなされたと思われる。

ところで一五〇二年森林令前の森林令をみるに (少なくとも今われわれにされるかぎりでは) この時代の森林令は例えば一四九二年 (イン溪谷) 森林令のごとく冒頭で \blacktriangle (朕マクシミリアンは) この文書でもってしらせられるすべの貴族・騎士・騎士従者・裁判区行政官・ラント裁判官・鈺山官・裁判官および農民団体 (gemeinglich) に、その他の朕のすべてのそして各々の役人並びに臣民に、朕の恩寵とすべての善きこととを (顧問官をして) 伝えさす (Embieten) \blacktriangledown と述べており、⁽³⁾ さらに末尾で \blacktriangle として (朕は) 貴官たち・臣民たち (eu) すべてにおよびとくに各々に対し、貴官たち・臣民たちが (S) (当法令で述べられた) 諸々の事項を (これらが) 上記諸箇条で規定されたとおりに遵守し遂行するよう、そして (これらと) 異なつてふるまったりそれらに違反することのないよう、また何人にも (これらと) 異なつたことをおこなうのを決して許してはならないよう、強く命じ (emphellen) かつ欲するものである \blacktriangledown と述べた。以上一四九二年森林令を一例にとつた \blacktriangle Embieten—Emphellen \blacktriangledown の文言が一五〇二年森林令前の森林令の文書定式としてしられた (のみならず、警察令・裁判所令・経済関係法令等当時のすべての領邦令文書の定式でもあつた) のである。

このように森林令は (I) 一五〇二年前は \blacktriangle Embieten—Emphellen \blacktriangledown を基軸にあらわれ、これに対し (II) 一五〇二年以後は訓令下附にもとづく法令発布のかたちをとつた。森林令形式の (I) から (II) へのこの変化は森林行政の発展の一つが文書にあらわれたものに他ならない。この発展の決定的モメントとなつたのが共同地森林 (官有林に対して言わば「ラントの森林」) を専門に管掌する中央官—森林官の設置であつた。確かに (I) の時代にお

いても「森林長官」の名で専門官僚は任命されていたが彼の任務はほぼ、鋳業用森林を含む官有林の確保に向けられ、とりわけ君主の狩猟レガールと結びつけられていた。またたとえ彼が共同地森林を管掌することがあっても当森林に對しては、とくに君主狩猟權の拡大・徹底のかたちで当森林令の官有林化をめざす官有林保護の観点が優越した。こうして農民団体利用地たる共同地森林の保護は裁判区行政官・裁判官等の在地諸官に委ねられざるをえなかった。しかし在地諸官は、自分自身ラント裁判区支配者（裁判区領有者）あるいは同支配者によって官職に任命された人間であつて、従つて森林利用の点でも土地土地における自己の伝統的權利の保持（従つてこの点は農民団体も同様である）に深くかかわつており（例えば森林処分・森林開墾の權利の主張）、このためこのままでは領邦全体からみて森林資源の保護は容易には達成されなかつた。この実情のなかに投入されたのが共同地森林官であり、これには特別に君主から訓令書（後代の森林官吏訓令書も一五〇二年訓令書が模範となつたのであろう）が手渡され、これによつて森林官の任命と彼に對する訓令の作成とが新森林令制定の基礎となつたのである。そしてさらに後には訓令下附が同時に森林令発布を意味するに至つた。従つてこれら訓令書にあらわれた命令（言わば「法律の拘束力を基礎づける執行命令」）は言うなれば單なる「行政命令」ではなく「法規命令」と性格づけられうるのである。確かに、人民および諸官宛でなく特定の一人ひとりの森林官吏宛に下附された前述の *Empfiehlt-Emphellen* 法令（例えば一四八四年法令、これは *Fuchsmaark* 溪谷森林長官宛（*dux*）職務命令 Nr. XI。一四七九年十月二日法令、これは一人の鋳山官に宛てられた（*empfehlen wir dir*）。Nr. VIII）は一種の「訓令」とみなさるべきであらうが、しかしこれは「法規たる性格を有しない」單なる行政命令であつた。これに對し一五〇二年訓令の作成下附は新たな森林法形成の法的根拠となつたのである。ここに専門官僚による書面行政進展の一つの帰結がうかがえるのである。以上がかの（II）の時代の特徴であつた。

ここで一五〇二年森林令にみえた初代共同地森林官レーオポルド・フックスマーク（*Fuchsmaark*）、および彼以後の森林官の概要につき附言しておきたい。まずレーオポルドについては彼の父と兄とがしられ、父ジギスムントは一

四七二年大公ジークムントに八〇〇フローリンを貸し附けた (このため彼はハル製塩所収益から毎年二〇マルクの支払いをうけた) とみえ、また兄ヨハンは、ドクトオルの称号をもちウィーン宮廷書記官並びに皇帝フリードリッヒ三世の顧問官の一人で一四八七年十一月一日のメラン (南ティール在) 等族会議には皇帝の代理人として出席した。このような父・兄の経歴 (また領地名をもたぬ点) からみてフックスマーク家は少なくとも領主貴族家ではなかった (おそらく市民身分出の官僚家) と思われる。さてレーオポルドは幾年も経たぬうちに官金横領の罪をえて職を退いた (しかし後一五一八年には鉦山都市ハルの市長として名を残した)。彼以後 (おそらく一五〇六年以後) は、一四八八年よりハル製塩所書記官であったハインリッヒ・ウエスト (Weust) が森林官に就任。彼は一五〇二年森林令の徹底した実施に熱意をもち、ためかハル近郊農民団体は君主に当森林官の苛政を訴えた (一五一一年ないし一四九九年XIII)。彼 (少なくとも一五一五年も森林官に在職) 以後はヴォルフガンク・クリップ (Kripp) (一五一五年) 当時は官有林森林官。共同地森林官就任時は、バイエルンから移護の三裁判区の上級森林官) がしられた。これら諸家もおそらくフックスマーク家と同じ由緒の家柄と思われる。

つぎに、森林令の成立をめぐる森林行政のしくみを、主として森林官僚史の側面から素描したい。まず、ティロール森林行政を最初に担った「森林長官」については彼はすでに十四世紀にしろ元来「獵林官」でもともと職務の重点を狩猟行政におきこれとの関連で森林行政にも携っていたにすぎない (狩猟・森林行政の未分化)。⁽²⁰⁾ 一四四七年 任命書 (Nr. IV) および 一四七五年 七月三日 任命書 (Nr. V) にみえ、イン溪谷・エツチュ溪谷両森林を管掌した森林長官もまだ獵林官たる性格を強くもった。ここでは、君主直轄林・森林 (非圃地) ・狩猟区 (ないし獵犬狩猟) ・廳 獵・水流 (ないし漁場) ・共同利用地の巡視とこれによる保護を命じられた。彼は個々裁判区のなかに森林廳吏 (Oberreiter) をもった。他方ティロール鉦山 (とくにシュワーツ銀山) 業の発展により今や森林は (君主の直轄鉦山業) の必要のために伐採さるべく、レッテンベルク等シュワーツ近隣諸ラント裁判区 (下部イン溪谷) につき森林役

は、オーク・ぶな林およびもみ・まつ林を△補助して監督すべし。…これによってそれ〔森林〕が有益に利用されそこに荒廃が起こらぬために▽と命じられた程であった。この森林役は下級官ではあったが、しかし中央官で領邦財務部 (comer) より毎年十五マルクの給金と官服との支給を受けた (一四八六年¹⁾ 森林役請書 Nr. LXII)。従来主に無主地森林でまかなわれた鋳業用森林は、こうして今や共同地森林のなかに求められていった。⁽²²⁾ すなわち「領主ノ狩猟上ノ利益」の維持から「国庫収入上ノ関係」にもとづく森林開発への森林保護政策の変化が起こつたのである。これによって生じたのが共同地森林利用をめぐる村民 (Gerichtsbauern) と熔鋳業者 (Smeltzern) との紛争で、この仲裁に鋳山官および彼によって任命された鋳山森林役、そして共同地森林役は忙殺された。彼ら諸官は第三者仲裁人を選任しこれに鑑定・仲裁を委ねた (Nr. VIII)。この仲裁では一方で△直轄鋳山業の必要▽からくる森林獲得の要請と、他方で村民が△これ〔すなわち鋳山業の必要〕のゆえに自家の家屋建築用あるいは他の自家用 (の森林) に不足をきたすことの起こらぬ▽ような配慮との調整がはかられ、この結果がやがて村民に対し起こつた共同地森林の分割割当ての実施であった。⁽²³⁾ 一四七九年十月二日鋳山官への訓令 Nr. VIII)。ところが森林の分割割当ては、伐採を許される樹木の種類・数量の制限にとどまらず、森林地面の利用すなわち森林開墾・森林放牧 (とくに後者) の制限をも招来し、これがため村民の不満苦情は鋳山官・森林役を通じ一挙に君主公辺に達したのである。これを一四九二年森林令は次のごとく伝えた。△上部下部イン溪谷の朕の村民は一致して、「森林利用にかかわる」あらゆる苦情と懇願とを朕にもち込み、とりわけ、朕の森林長官が他に對し「とくに鋳山に對し」おこなつた〔森林〕譲与によって損害と不利益とを被るに至つた共同地〔森林〕と湿地〔森林〕との欠乏を訴えた▽、と。同森林令本文は村民のこの苦情を認め、

(i) 森林長官・裁判区行政官によるおそらく熔鋳業者への森林貸し出し (熔鋳者はこれをえんために、採掘特権をひきあいに出した)、および

(ii) 森林長官・ハル製塩所宣誓人・同森林役のおこなう森林分割割当て、は当該農民団体の同意を要すべし、と定めた。こうして一四九二年森林令は村民の伝統的な森林利用権を比較的高く評

価したのである。

しかし、これは十年後の一五〇二年森林令によって一変した。けだしここにはもはや森林官吏実施の森林貸与・森林割当てにつき農民団体の同意の箇条は全く姿を消し、これに代えて逆に森林刑法の規定・森林犯罪告発人の設置の面で村民の伝統的森林利用権は警察作用による規制を被るに至ったからである。ここに始めて森林利用規制は、かの「国庫收入上ノ關係」にもとづいたものから今や、直接には領邦における公共の利益の促進と言ふ「警察」觀念に依拠したものへと變化した。これに加えて一五〇二年森林令における共同地森林官の創設は従来の森林長官の職務内容を交えた。すなわち森林官は森林長官の同輩者の地位にあつて、下級官に森林属吏を指揮してイン溪谷共同地

森林を統轄し、この結果森林長官は彼の職務のうち「森林行政」面はこれを森林官に委ねるに至り、自身は以後「狩獵長官」たる性格を一層強めていたのである(彼も下級官に狩獵下役・森林下役を多数配下にもつた)。さらにイン

溪谷の君主直轄林・狩獵林・湿地林の官有林保護はこれも、別個の官吏に委ねられた(Nr. XVIII)。

この森林官は森林長官に下屬しこの点は共同地森林官とは異なつた。このようにイン溪谷の共同地森林・官有林には各々別個の森林官吏が置かれることで森林行政の分業化が進んだ。これにもとづく森林利用規制の強化は当然農民団体の反撥を予想させ、これに対応せんため森林官を伴つた政府委員による森林巡察が起つたのである。この点の事例は、一五一五年インスブルック政府の命により宮廷で開催された中央諸官の評議の場における巡察報告に示される(Nr. XXV)。この評議には二人のおそらく顧問官、三人の森林官吏(共同地森林官・官有林森林官・シュワーツ鋸山森林官)、一人の狩獵官(騎馬追獵官)が出席した。当評議によると、書記官を含んだ政府委員はインスブルック西部近郊のイン溪谷諸部落(インツィンク、フラウルリンク、テルフス、ジルツ、リーツなど)に赴き、職権でもつて森林利用につき農民団体メンバーに対し訊問をおこない、かつ森林官・森林属吏に向かつては森林令施行状況を聴取し、さらに自らは森林地での現場検証にあたり、これらにより在地の森林利用実態を把握せんとした。この

巡察のなかでとりわけ問題となつたのは村民の木材売却権をめぐる問題であり、これにつき村民は森林が村民の[△]土地に附属する[▽]ものであるとして売却権を主張した。これとは別に森林官・属吏 (*waldmeister und unbewerter*) は[△]彼ら〔村民〕は訓令と法令とに従わず、彼らのおもむくままに森林官・属吏の指[△]示をまつことなく木材の売却をおこなつてきた[▽]と巡察委員に村民を告発した。以上に対して委員は[△]森林と水流とはすべて〔例外なく〕君主[△]のものである[▽]と判断を下し、村民の訴えを退けた。

右のごとき森林巡察はまた農民団体が直接君主に対して提出した請願書を契機に起こつたことであらう。例えは一五一年ないし一四年君主は村民の請願を容れて、皇帝顧問官 L・ライノルト博士、W・クリップ (一五一年當時は官有林森林官)、O・アンナー (タウル裁判区代理人)、S・ロット (同裁判区書記)、C・ツイーベル (不詳) に対し、森林官 H・ヴウエストと鋳山都市ハル近郊農民団体 (タウル裁判区所属) とのあいだの紛争につき、農民団体メンバーより事情聴取をおこなうべく命じた。この聴取によると村民がとくに訴えたのは、木材の売却禁止ないし制限によって現金収入の道がとざされた点であつた。けだし村民は木材売却収益で今まで[△]地代・フォークタイル・租税・軍税を支払うことができ、パンその他の必要品を買い入れた[▽]のであり、これができぬとなると[△]貧困のゆえに世襲保有地から去りこれを見捨てねばならなくなる[▽]と。このような聴取の後でライノルト皇帝顧問官以下はこう意見を述べた。[△]貴帝は、貴帝の権利が侵されざるかぎり、發布された法令における〔森林利用規制の〕緩和 (*mildtuning*) に賛意をあらわされんことを[▽]と (Nr. XXIII)。この意見はやがて、該当農民団体を含む小領域におこなわるべき新森林法 (一五一年三月二十六日以前 Nr. XXIV) の成立となつて結実したのである。この法令で君主は、先の請願でやはり村民が訴えた、被割当て森林地外部における自家用の森林利用を許した。しかしこれも無制限でなく君主の獵獸 (*wildpret*)・君主の狩獵 (*lust*) に損害を与えない森林地に限定され、この森林地においてすらも君主は村民の自家の必要に即応して森林官・属吏を通じ毎年春秋に森林割当てを実施せんとした。こうして依然森林分割割当て制

は堅持されていたのである。以上の諸条件の下でやっと村民の伝統的森林利用権は認められたが、しかし他方森林処分権は、依然森林売却には森林官・属吏の同意を要すべきことから、村民はこれを確保しえなかった。

このように一五〇二年森林令発布以後は、(i) 村民の苦情は、森林官を通じてあるいは直接宮廷に請願書を提出することで、君主公辺におよび、さらにそれは(ii) 顧問官・森林官吏による村民苦情の聴取、(iii) 政府委員がおこなう現地森林巡察、そして(iv) これら事情聴取・森林巡察の結果につき中央官の評議、の一連の森林行政を導き、最後に(v) 一個別森林令として新森林令(しかもこれは同時に新訓令として妥当)が起草された。以上の森林行政・森林立法にかがえた政府・村民間のかかわりは他の分野(例えば刑事裁判の改革)に比べ活潑であったといえる。こうして一五〇二年森林令は以後、個別森林令発布・訓令下附のかたちをとって一層農民団体に浸透し、またこの間共通森林令自体も改正されていたのである。

ところで右述諸森林令はすべて政府起草のものであったが、これに対し注目すべきは、農民団体が自ら「森林規則」を起草し君主にこれの「法令令」としての承認を求めた事例である。これによって「森林規則」は一種の「森林令」に転化したと言ふことができる。これを典型的に示すものが、『ティロール判告集』第五巻に収録の一五四八年九月二八日文書(以下一五四八年文書と呼ぶ)で、これの表題は「タウル土地保有農として小農の農民団体の森林分割、およびこれに関して定められた規則」とみえる。当文書は皇帝顧問官ティロール宮廷書記長官カンツラータウル裁判区支配者ゲリヒツヘで而法博士(Veder rechten doctor)「ベアートゥス・ヴィドマン・フォン・マリーリンク、およびティロール森林長官フォレストマイスターヴィルヘルム・キルヒェンファイン(以下で両委員と呼ぶ)がしたため自分らの印章をつるし、(a) 土地世襲保有農層(Lehensass)(b) 小農(ないし日傭人。これらは小家屋あるいは借家に住む)層(solaut)の各々より選出されたタウル農民団体代表者に交附された。以下ではこの一五四八年文書の若干の解剖をおこない、これによって「規則」・「法令令」・「法」相互のかかわりを追究することで領邦立法史の一側面をとりあげたい。ところで、当文書全文

は(Ⅰ)前文、(Ⅱ)本文、(Ⅲ)結文にわけられるが、このうち(Ⅱ)はタウル農民の森林規則全十二箇条を記し、(Ⅲ)は(Ⅱ)と後述(Ⅰ)とを両委員が君主の命により、また、タウル村村^{ドルフライスタット}長および主だった村民数名の要請に応じ、一つの文書に作成しこれに二個の印章をつるした旨を述べる。

さて、一五四八年文書の(Ⅰ)前文であるが、これは農民自ら起草の「森林規則」が君主によって領邦の一「森林令」と認められるに至るまでの経過を示し、これはさらに四つの部分にわけうる。(1)両委員の発端報告。彼らはフルディナント一世より下命書(*Schriftlicher bevelch*)を受領し、これには農民の君主宛請願書(*Supplication*)が同封されていた。下命書送附は農民の要請に応じておこなわれたものである。(2)君主下命書の内容。当下命書は一五四八年^{六月九日}インスブルックでJ・フィントラー博士^{ドクトル}により作成され文面は次のとおりである。タウル農民は君主に一通の請願書をもたらしこのなかで、農民自らが森林規則を定めたゆえに君主がこれを公けに確認されたい旨を訴えた。君主はこれを容れ確認をおこなうにつき、まず両委員に対し当森林規則諸箇条の検討を命じた。(3)農民請願書の内容。タウル村森林は濫伐濫墾がもとで他村森林に比べ損失が甚しいため、森林のもつ公共の利益と将来の利益(*Gemeines und konfigs nutz*)を守り森林欠乏を防がんとし村民は一致して共同地森林の分割利用を企て次のごとく定めた。すなわち森林を三部分にわけ、第一は森林放牧地、第二は村民の個別利用地、第三は個別利用を認めぬ土地、とする。このうち個別利用地では村民住居^{ベバウング}ごとに若木樹木^{ジュング}三つが割当てられ、さらに耕地用^{タイム}として村民ひとりひとりに長さほぼ十八^{フュート}の若木樹木一つが分配される。以上の森林分割規則に君主の確認をえんため農民は次のとおり懇請した。君主は、農民の森林分割規則を吟味すべしの命令を両委員に対し発せられんことを。(4)両委員の調査報告。両委員は君主の命をうけタウルの森林地に赴き当地を視察し、この結果彼らは、農民が君主宛請願書のなかで訴えたことおよび現地で両委員に述べたことはそれぞれ根拠がありまた有益であると判断した。そして森林分割実施のために起草された森林規則の文書は、当規則のすべての箇条について必要と公共の利益とに従って

▽修正の手が入れるため農民から両委員に手渡され、ついで当規則の内容につき両委員は農民からさらに詳細に事情を聴取した。この後で両委員は△君主の命令 (*Bevelch*) にもつぎまた君主の名 (*namen*) において▽、タウル村森林規則原文が修正の手を加えられることなく称賛に値するものと認めた。

以上によって、タウル村農民の森林規則が君主による確認をうけこれにもつぎ君主の「法命令」たるとされるに至った経緯は明らかとなったであろう。かくしてつぎに、なぜ森林規則が起草者によって「法命令」と認められんとしたかを問題としたい。これを扱う前にまずこの森林規則の性格を確定したい。これは断わるまでもなく「判告法」を記録したものでなく「制定法規」であり、当規則前書きによれば世襲保有農層から十名、小農層から六名の、特別に村民仲間より△選出され任命されたタウル農民団体の代表委員▽の手で起草された。それは、△村規則▽・△規則▽と呼ばれ『判告集』のなかに、「判告法」の記録・「法命令」文書・村民団体への君主「特権状」等と並び数多く収録されたものの一つをなし、これら諸△村規則▽もやはり普通は村民全体でなく「村参事会」⁽²⁸⁾の手で作成された。以上の意味で「村規則」は確かに日本近世の「村法」と同じく「村の自治的規約」⁽²⁹⁾であったが、しかし「村法」概念には「判告法」(「慣習法」)の記録の側面と「制定法」の定立の側面とがはっきり区別されないまま含まれた点で、「村規則」は「村法」とは完全には同一視できないと思われる。すなわち「村規則」とはすべて、△決定され定立された (*fürgelesen und auf gericht*)▽法と、あるいは△新たに定立された (*neu auf gerichte*)▽法と捉えねばならないのである。かくのごとき性格のタウル村森林規則が「法命令」と認められんとしたのであるが、これと同じ事例は例えば、すでに(イ)一四七八年、そして後代(ロ)一五七〇年の場合に⁽³¹⁾しれた。(イ)は、タウル村とハイリゲンクロイツ村とが森林欠乏を防がんため定立した森林分割規則 (*ain ordnung ausbaigen und tailing*)の文書を、タウル裁判区支配者と森林長官とに提出し検査を求め承認を乞うた事例、(ロ)は、南ティロールアルテンブルク村民がフェルディナント一世に村規則 (△裁判規則および森林規則▽)の確認を乞い、君主はこの懇請を△彼ら

〔村民〕および彼らの先祖が朕および朕の先祖に対しかつておこなってきた相応で善き、忠実で従順な奉仕^{デューティ}に属するとみなした事例である。

以上一四七八年、一五四八年、一五七〇年各々の事例自体からは確かに、なぜ村民が「村規則」を「法令令」と承認されんと欲したかはしれない。しかし直ちに想定できる理由としては、例えば（a）君主自らが村規則の起草を村民に対し命じその草稿を提出させた、（b）村民は、君主が村規則を承認することで裁判区支配者^{ジャッジ}も当該規則を遵守せざるをえなくなる、のを期待した、（c）従来より村規則の定立は裁判区支配者の臨席下でおこなわれるのを通例としており、従って君主の承認はこれに代わるものであった、（d）村民は村規則を制定しこれが承認されることで君主の政策に対し機先を制せんとした（例えば、君主の森林分割命令に先んじて村民が自ら分割規則を作成した場合がこれである）、等があげよう。右に想定した諸理由は現実には相互に種々にかかわりあうが、いずれにせよここでは詳論できない。ただ以下では、「村規則」の「法令令」（換言すれば「森林規則」の「森林令」）への転化現象の理由説明をおこなうにつき、「村規則」が既述のとおり村民仲間の「制定法」（「自発的法」）であったとの基本的命題を顧慮しつつ一仮説を提出したい。

成文・不文のいずれにせよ「判告法」は村々において、これこそが伝統的に「法」と觀念されており、この觀念によれば村規則のごとき「制定法」はとうてい「法」とはみなされず、村仲間は一度定立した規則に対しやがて不同意を表明することでもこれを廃止・変更しえた。とすれば、一旦村民全員の合意にもつき定められた規則は、後代に大なり小なり村民の不同意を生むことで効力を失ったはずであり（但し、多数決の制度がすでに確定しておれば別）、また、村参事会起草の規則は、当規則につき事後に仲間全員の意志がはかられたとき大なり小なり村民の不同意を生むことで定立されなかつたのである（但し、村参事会の決定には村民全員が服すべきとの制度がすでに確立しておれば別）。このようにみると、村民ないし「村参事会」・「村代表委員」が君主にある規則の承認を求

めたのはこの承認によって、この規則に対しやがて（ないし将来）起こりうる村民の不同意を未然に防がんとした⁽³³⁾と推論できないか。換言すれば、「規則」の定立を「法命令」の発布によっておこなわんとすることでかのタウル村規則起草△代表委員▽は、ある「規則」に対し「法」の効力を附与せんとした（これによって「規則」に一般性と永続性を保証せんとした）、ととれないか。これが筆者の仮説である。「法命令」を獲得することにより「規則」を将来にわたって一般的拘束力をもつべき「法」に変えんとする動きは確かに、領邦立法のなかで「法命令」が「法」（「判告法」）・「規則」（「制定法」）に對峙しつつも、次第に優位を占めるに至った政治的現実の一つのあらわれであり、またこれが農村の伝統的法觀念のうえにも影響をおよぼした結果である。しかし、君主の政治権力∥行政権力に由来した「法命令」のこの優位にもかかわらず、反面で同時に、「法」および「規則」を、そしてタウル村の場合「法」の名で、「規則」を守らんとした農村法意識の伝統もここにしれるのであり、これを決して忘れてはならない。

註

(1) 『筆写簿』については拙稿「伯領ティロール一四、五世紀における官職讓与(一)」(『熊本法学』二五)二二八頁上段以下を参照。

(2) G. Mutschlechner, Die Bergwerksordnung für Gossensass und Sterzing vom Jahre 1510, in: Tiroler Wirtschaftsstudien 26-2, S. 295, Anm. 6.

(3) 伯領ゲルツ、伯領フェルトキルヒ、辺境伯領ブールガウ等。

(4) G. Mutschlechner, a. a. O., S. 296, Anm. 10, 11.

(5) 以上各種の筆写簿、すなわち『筆写簿叢書』△∥▽・△示達と命令▽・△宮廷からの指令▽・△告示▽は(後述森林帳簿も同様)すべて葉数が各年毎にひとつにまとめられた。例えば『筆写簿叢書』△示達と命令・一五二二年の部▽の(一)。

(6) H. Wopfner, Das Almendregal des Tiroler Landesfürsten, S. 82-3; J. Trubrig, Die Organisation der landesfürs. Forstverwaltung Tirols, S. 338.

(7) G. Mutschlechner, a. a. O., S. 295.

- (8) すでに十四世紀初頭財務官の携えた帳簿がしられた(前掲拙稿、一一六頁註(42)参照)。
- (9) J. Trubrig, Die Organisation, S. 337.
- (10) 当森林令は、一五〇四年バイエルンからティロールに編入されたラッテンベルク、クフシュタイン、キッツプーエルの裁判区を対象とし、もともとバイエルン大公ゲオルクが發布した十月二十五日森林令にもとづいた。従ってティロール森林令のなかでは別格のもの。
- (11) ちなみに《Ordnung und instruction der wäld und holzer haben》(Nr. XXIV)《Instruction unnd ordnung unner wäld unnd holzwerck》(Nr. XXVII)《Instruction, bevelh unnd ordnung》(Nr. XXX)。
- (12) W. Ebel, Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland, S. 25.
- (13) この《Embieten》の文言は中世時代の帝國判決文書(例へば《Henricus Dei gratia Romanorum rex et semper augustus universis imperii fidelibus ad quos presens littera pervenerit gratiam suam et omne bonum》(Zeuner, Quellensammlung², Nr. 45, S. 50)に由来した。
- (14) もちろんこの時代の森林法令の《Emphelhen》文言だけは法令末尾を飾った。
- (15) インツラント・フランスに「顧問會議」の全ての政策決定は、地方指導者および地方役人と「…層で濾過され」ねばならず、従ってこの「過程で本質的要素はしなはば骨抜きされた」(J. R. Strayer, On the medieval origins, p. 99-100. 『近代國家の起源』一六五頁)。
- (16) W. Ebel, a. a. O., S. 53.
- (17) 田中二郎『行政法上巻』(有斐閣全書、昭和四〇年)二〇二頁。
- (18) J. Trubrig, Die Organisation, S. 338-9; A. Jäger, Geschichte der landständischen Verfassung Tirols, 2-2, 1885, S. 338, 491.
- (19) 前註(10)参照。この三裁判区の「上級森林官」は春秋三回の森林巡回を命じられてゐた。
- (20) E. Rosenthal, Geschichte des Gerichtswesen und der Verwaltungsorganisation Baierns, I, 1889, S. 357.
- (21) H. Wopiner, Das Almendregal, S. 83; E. Rosenthal, a. a. O., S. 358.
- (22) 一五二四年ザルツブルク森林令につきカール・ビュヒャー『國民經濟進化論』(淡川康一訳昭和三五)四二頁。
- (23) 高山三平『日本森林法』一一一―一三頁。

- (23 a) 前節一註(36)の一四六〇年森林令はこうした過程で成立した(St. Worms, Schwazer Bergbau, S. 72)。
- (24) カール・ビュヒアー『國民經濟進化論』三八頁はこれを林務官の「指示權(Anweisungsbefugnis)」の形成と言っている。
- (25) 「森林の価値はしばしば全く次のごとき基準によつてはかられたのである。すなわち、一、体何頭の豚が當森林のなかで肥やされるか、二、(H. Kamnitzer, Zur Vorgeschichte des Deutschen Bauernkrieges, 1953, S. 26) 三、ついで森林放牧と豚飼育とは十八世紀末まで森林利用のきわめて重要な分野であつたと云はれる(H. Hausrath, Forstwesen, in: Grundriss der Sozialökonomik, VII, 1922, S. 242)。
- (26) これは『森林帳簿』(一五二五年の部)〈冊子本五四三〉に収録されたもの。
- (27) Throische Weistrümer (T. W.) V (Ö. W. XVII), 1966, S. 186-195.
- (28) 従つて K. Kolting, Probleme der Weistrümforschung (1957), in: Deutsches Bauernium im Mittelalter, 1976, S. 403 に言う、ヴァイスシュエマーに對し「村規則は一方的に支配者によつて發せられた制定法規を意味する」の見解は、正しくなく。
- (29) 少なくとも『オーストリア判告集』はすでに第一卷『ザルツブルク判告集』(一八七〇)より「判告法」文書のみならず他の法、例えば「法令令」の文書(『ザルツブルク判告集』に収録された大司教ヨハン・ヤーノプ發布の森林令(一五六三年)を想え。Ö. W. I, S. 248-54)をも含んだ。最近の第十八卷『フォアアルベルク判告集 Vorarlberger Weistrümer』(一九七三)には「きりと、判告集の編纂出版は今日、「農村に關する法源文書(全集)」の刊行のかたち以外にはありえない」(Einleitung, S. 14)と述べ、広汎な史料を収録する。Vgl. K. Kolting, a.a.O., S. 400-1. とすれば、今後の農村法史研究におつては、『判告集』収録の諸文書は一つひとつその法的性格につき吟味をした上で利用してゆかねばならない。
- (30) 前田正治編著『日本近世村法の研究』九頁。
- (31) T. W. V, S. 183-186.
- (32) T. W. IV, S. 287, Zl. 1-18.
- (33) このことは、一村落の内部に社会團の対立が存したときには顯著にあらわれたのである(タウル村の《Urkunden》と《Soll-Liste》とは対立關係にはなかつたろうか)。詳しくは前聞前掲論文、一〇頁右段以下参照。
- (34) この意味で注目すべきはエーベルの次の見解である。すなわち彼はドイツ立法史上(1)「判告法」の發見、(2)「制定法」の成立、(3)「法令令」の發布、の三立法形態を立てたが、しかしこのようにして立てられた立法の「三根本形態は(これが

廢止することは、これを朕〔の權利〕に留めおく[▼]と。にもかかわらず森林官の細則制定権それ自体は制限を被らなかつたのである。こうして森林行政は、細則制定権（これに必ずしも厳密の森林立法権を想定する必要はない）を、こととする森林官行使の裁量に沿って展開した。官吏が獲得した裁量権は当時の訓令にもはつきりあらわれた。例えば[▲]將來何人もイン溪谷において獵犬を養つてはならず、これをおこなうことはことごとく朕の上級狩獵官が禁ずべきであり、また彼は〔他の屬吏もこれの禁止に〕従うように〔彼らに〕命ずべきである。これが朕の意志である。しかし何人がこれに違反するときはこの者を上級狩獵官は、彼の裁量 (Gutbeduncken) にもとづき処罰すべし[▼]と（一五〇三年訓令 Nr. XVII）。この一例より推察するに、森林令諸箇条も法令を在地に具体的に適用せんとする森林官の裁量行政を通じて変えられていったであろう。こうして細則制定権の規定は、森林令の起草から森林令の実施に至る一連の森林行政における、「政策決定者」（顧問會議）と「官僚」（森林官吏）とのあいだの一つの連繫を示してくれる。

ところで細則制定権とともに一五〇二年森林令に謳われた君主の法令改廢權の箇条はすでに前代の領邦令、例えば一三五二年賃銀令にもしれた。すなわち[▲]朕は、朕の顧問官の助言にもとづき (nach unsers rats rat) 朕とラントとに有益であり善きことであると朕に思われたとき、当〔賃銀令の〕箇条を隨時修正し^{メツセルン}として〔ある箇条を〕附加し^{ゼツツツ}あるいは削除^{ネーレン}することは、これを朕自らに留保する[▼]と。これによれば賃銀令立法は、等族メンバーはこれに關与せず國家の「政策決定者」たる顧問官のみの意見に従い起つたことを想わせる。これに対し、領邦内全保有農の土地保有關係を法定化した一四〇四年法令は[▲]朕の顧問官の助言と判定^{ユアテトス}、および領主貴族出身等族の大多数〔の贊意〕をえて[▼]發布された。森林令についてはH・ヴォップフナーは、共同地利用規制の法令制定に対して「〔領邦〕等族が積極的に關与したとは証明できない」とみた。これは至当な見解と言え、一四九二年森林令も前文で[▲]朕は…朕の顧問官および^{シユクツアハルター}督〔のち財務長官がこう呼ばれた〕の思慮ある助言にもとづき、今やこの点〔＝森林利用をめぐ

るイン溪谷村民の苦情」に鑑みて将来保持さるべき法令（の必要）を認めそして（これを）決定した⁴と述べたのである。この⁴顧問官および総督（のち財務長官）⁵が当時ティロール国家の「政策決定者」（顧問会議メンバー）であった。君主マクシミリアンはティロール支配者となった当時（一四九〇年三、四月）十二人からなる顧問会議を組織したが、この内訳は三名が博士⁶、五名が宮廷主馬長官等のおそらく領主貴族（けだし領地名をもった）、四名がおそらく官僚（なかでも財務官吏）であった。ただマクシミリアンの顧問会議にはジークムント公時代とは異なり、市民身分出身が官僚とならぬかぎり、市民的要害は欠如したとされる（すなわち、「顧問会議の非等族的・封建的・官僚的性格」）。ともかく、以上のごとき構成の顧問会議が直接立法作業に携わったとき、当会議の性格のなかに同時に「ロマニステンからなる立法委員会」を想定しえよう。

森林官の細則制定権に一例がうかがえたごとく法令実施にあたって官吏に広汎な活動が許されたのは、このように等族が立法に携わらなかつた点に大きな原因を認めえよう。しかしティロールにおいて「等族は、租税同意権を有した以外に、ラント立法に対する憲法的に保証された関与（権）はこれをもたなかつた」と一概に言つてよいかは疑問である。以下ではこの点につき、等族が立法に積極的な関心を示した一例を提示したい。しかもこれが等族立法の唯一の例と言えるかもしれないのである。それは十一月三日統治規則の制定で、当規則は法令として発布されたが断わるまでもなくこれは協定であった。すなわち、ジークムント公とティロール・前方オーストリア諸ラントの等族（聖界貴族・領主貴族・都市・農民団体の四身分）とのあいだに交されたものである。およそ「等族が積極的に関与した」立法とはとりもなおさずこのように君主との契約のかたちをとらざるをえずこれ以外の立法形式は存しえなかつたと言える。ところで一四八七年統治規則は、ジークムント公側近の悪政（例えば対ヴェネチア戦争）がもとで財政困難となった宮廷の立て直し、中央行政組織の改革をめざしたもので、草稿は等族二人委員会（ティロール十六名、前方オーストリア八名）がメラン領邦会議席上で起草したのであり、君主がこれに同意したところの「制定法」

であった。諸箇条内容は、(イ) 宮廷経費の削減をおこなうこと、(ロ) 諸文書の発行は側近・官吏 (例えば書記官長・書記官・財務官) 個々に委せらるることなく「全体顧問会議」でおこなわれること、(ハ) 領民の請願に対するとり扱いも(ロ)と同様になさること、(ニ) 当顧問会議メンバー二人は領邦民たること、(ホ) 解決困難な問題は「等族委員会」ないし全等族にはからるること、等である。等族メンバーが自ら法律を起草しえた程の分野はこうした中央行政制度にかかわるものに限られ、これに対し他の領域とくにティロールで懸案となりやがて法令制定をみた刑事裁判改革には等族の積極性はしれず、当改革の「イニシアチブはマクシミリアン公、すなわち實際上彼の学者顧問官の手にあつた」のである。現に君主はボーツェン等族会議の開催を企てここで刑事裁判改革を討議せんがため等族各身分に対し召集命令を發しており (一四九三年 勅令)、しかるに数年後成立した刑事裁判令 (一四九九年) は等族に不評を買い、このため君主は貴族・裁判官に対し刑事裁判令の遵守命令を發せざるをえなかつた程であつた (一五〇〇年 勅令)。これはともかく、統治規則起草にうかがえたとき等族立法は一般に不活潑で、この点は森林立法についても (森林利用規則は等族にとつても重要な問題であつたにもかかわらず) 同様であつた。こうして領邦立法史のなかでは等族の君主とのかかわりは、君主に対する等族立法の主張にでなく、もっぱら「ラント特権状」の君主からの獲得にみられた (例えばかの一五二一年ラント特権状のごとし)。

さて、森林官の細則制定権の問題に立ち帰りこの権利の具体的行使例をしるため、森林長官が發した (一五二三年 訓令 Nr. XXVIII) における事例を紹介したい。これによると森林長官 A・v・シュタンプはメラン出身 H・シュヴァツアーを森林下役に任命しこれに下命を授けた。当下役は、高部オーストリア諸ラントインスブルック政府財務部から年額四〇ライングルテンの給金・官服・経費を支給され、エツチュ溪谷における君主直轄林・狩猟区・森林・湿地を巡回し君主獵獸に対する不法狩獵を監視し、またこれに関する被疑事件の檢察にあつた。彼の職務の性格は警察的色彩の濃いものであり、例えば人もし獵獸が射られあるいは人々の鳥わな (Vericht) によって捕えられあるいは

猟犬により殺さるるとき起こったときは上記森林下役は、誰が（このような）狩猟者と思われるか、また「このような」猟犬は誰のものと思われるかにつき、「村民に対し」密かに訊問をおこない、そして「森林下役が以上につき」証明できることおよび「証明はできぬが」本当らしく思えることを森林長官に告発すべし¹³と命じられ、さらに被害猟獣の検死をおこない、死体の状況を記した検案書を裁判所書記に作成させ、裁判所書記の署名したその写しを財務部と森林長官との各々に送付すべしと指令をうけたのであった。

このようにエッチュ溪谷の一森林下役は森林長官からの訓令に従い、森林巡回と警察活動をおこなったのであるが、この両方面は一五〇二年森林令の森林官も命じられており、同じく下級官を任命することで職務を果したと思われる。では彼の職務とは何であったか。この基本的なものを摘記しよう。（i）裁判区内の個々部落村民を集め森林令の朗読。（ii）村民・熔鋳業者間の紛争の仲裁。（iii）森林地面の一定部分を部落（*oblay*）単位で村民へ分割割当てをおこなうこと。この割当てがとくに重要な仕事でこれを通じ森林官は次の諸目的を達成せんとした。（a）伐採木材数の制限によって濫伐防止。（b）熔鋳業用森林の確保（「鋳山業のための森林留保権 *Einforstungsrecht des Bergbaues*」の行使¹³）。熔鋳業者は鋳業用以外に森林を利用・処分しえず、また熔鋳業者に共同地森林を貸し附ける権利は森林長官にのみ属した。（c）被割当地外部の森林内に採草地（*mad*）・高山放牧地（*alben*）の新たな設置を禁止。（d）被割当地外部の既存の採草地・放牧地は村民に囲い込ませ、これによってこれらの土地の拡大化を阻止。（e）被割当地外部における禁制林の自由な設置。森林官は村民の木材必要度を考慮して、一度設置した禁制林をいつでも解除する権利をもった。これと同じことは、従来の被割当地外部に村民自家用のため必要に應じ森林官が新たに森林割当て地を設けたことにもしれる。このようにして、村民の必要度をいかに考慮し、この結果禁制林の解除・新割当て地の設置をいかにおこなうかは一切森林官およびその属吏の裁量に属した。これが森林官の細則制定権の具体的なあらわれの一つとも言える。森林官は右述諸職務を果すに、毎年春の部落毎の巡回をもってした（巡

回経費は政府支出 *auf unsern Kosten* のである。巡回メンバーは共同地森林官以外に、別の森林官吏数名(下級官・森林役・森林下役。これにハル製塩所・シュワーツ鉱山の各々の森林官吏も加わったことであろう)、ハル製塩所官吏(おそらく製塩所書記^{ハルシュユライバー})一名、シュワーツ鉱山当局より鉱山裁判所宣誓人一名、からなり、全体は森林官を座長とした△巡回官團 (*Umbreyer*) ∇ を構成した。このように共同地森林官は中央官であっても官廷にはおらずもっぱら「森林巡回官」として活動した。森林巡回はすでに一四九二年森林令にみえており、⁽¹⁴⁾ ここでは森林長官はシュワーツ鉱山宣誓人とハル製塩所森林下役とを伴い△イン溪谷すべての裁判区を巡回し (*beraiten*)、⁽¹⁵⁾ 「裁判区内の」個々地区において裁判区行政官あるいは当該地区所属の裁判所官吏を(巡回中の)自分たちのところへ呼びよせ、そして個々裁判区に対し当該裁判区の広さと裁判区の慣習とに応じて、農民団体の同意をえて森林割当てをおこなうべし ∇、とされた。森林長官自身によるこの巡回活動が、一五〇二年森林令によって同輩森林官吏すなわち共同地森林官に引き継がれたわけで、これにより森林長官は森林行政面から大きく後退し、官廷に常住し顧問会議の一員たる地位を固めた。森林巡回で生じた困難な問題については審級制度が比較的整っており、一五〇二年森林令(その訓令部分)によれば共同地森林官が単独であるいはハル製塩所森林官と諮っても解決しえない事柄は、ハル製塩所当局に訴えられここで処理され、同時に当該事件にはシュワーツ鉱山森林官も鉱山裁判所宣誓人の助言をえて関与し、も⁽¹⁵⁾ しこでも解決しえぬときは事件は最後にインスブルック総督部(のち財務部)そして顧問会議にもち込まれた。森林官はこうして「ハル製塩所当局とルース南下属関係」に立ったが、しかし他方でシュワーツ鉱山所を通してインスブルック政府財務部に直属した。

こうした審級制度を背後にえた森林△巡回官團∇の活動は、これが定期的に(すなわち年一回)繰り返しおこなわれるに至ったときは、伝統的な地方行政・裁判組織に対する有力な統制手段の一つとなった。言わば森林巡回官の職務活動は、共同地森林(君主林に対する「ラントの森林」)に対する利用規制と、言う一局面において、地方組織が中

央組織へ一層編成される一契機を形成してゆくことになったのである。本節は最後にこの一契機にふれたい。ところで地方組織は、(A) 領主貴族出身のラント裁判区支配者(自ら行政官・裁判官として任官したか、他の人間をそれに任命した)の在地(土着)権力、および(B) 農民団体の自治(土着)権力、の二モメントから形成されていた。このうち(B)に対しては、巡回官の活動は森林犯罪告発人設置を通して「官憲の警察」を生むことで統制作用を果しえ、この作用は農民団体の「村の警察」と対立してゆく。ここに森林官の警察活動が顕著であるが、この問題は統稿に譲り、以下では(A)に対する統制作用に限って述べたい。

森林官を座長とした△巡回官団▽は森林巡回においてラント裁判区支配者と当然接触をもった。裁判区支配者は一般に森林令で巡回森林官に対する助力を命じられており、こうして個々の場合にも例えば森林令の朗読・森林分割の際には現場に臨席した。一五〇二年森林令は裁判区支配者に対して特に次のことき義務を課した。△裁判区支配者・行政官・裁判官は、濫伐され濫墾されてきた土地や森林のなかに、森林の欠乏と損害とをもたらすおそれのある、いかなる圃地・開墾地・焼畑地(Prunt)・牧舎(Layen)あるいは高山放牧地をつくることを(村民に)許してはならない。もしこれが起こった場合は彼らは、それら(圃地等)が元に戻されそして放棄されるように監視を義務づけられる▽と。この義務はすでにラント裁判区行政官・裁判官等在地諸官に直接宛てた△Embeten-Emphelhen形式の森林令にみえ、例えば△(イン溪谷の行政官・ラント裁判官等在地)諸貴官は今後朕の森林長官の特別の許可なくしては(森林地に)開墾地(Gerewt)あるいはねこそぎ開墾地(Fried)を新たにすることを(村民に)認めてはならない▽と(一四九一年十月十日法令。Nr. XIII)。ところでこの種の命令は確かに村民に対する規制を謳った反面、領主貴族出身の裁判区支配者自身をも規制の対象としたのである。ただし(a)領主貴族自身在地の有力者として共同地利用につき、農民団体と相並び(この意味で、領主貴族と農民団体とは一共同地利用団体の法仲間を形成した)、あるいは農民団体と終始相争いつつ(この過程で、農村判告文書にしれるごとく両者の権利義務範囲の明確化が問題と

なつた)、伝統的権利を行使しつづけてきたのであり、さらに (b) 領主貴族層にのみかかわつた事情 (以下ではこれを中心に述べる) としてはこの層は当時ラント裁判区を君主からレーエンあるいは質として短期長期にわたり譲り受け、これに裁判・行政にかかわる支配権を行使しており、この支配権には伝統的に共同地高権が含まれていた。例えば一五〇一年マクシミリアンが、顧問官でラント宮廷長官であつた M・v・ヴォルケンシュタインに対し二二二〇〇〇ライングルテンでリーント (Lien) の支配権すなわちリーントの都市・ラント裁判区・城塞を含む領域支配権を譲渡したとき、この支配権には狩猟・森林・水流に対するレガールも附属したのである。君主は裁判区支配権譲渡にあつて各種特権をたえず留保せんとした。例えば君主は右一五〇一年リーント支配領域譲渡の際、共通領邦税・兵役義務・軍税・鉱山・アルプスかもしかを留保し、上訴特権を確保 (従つてヴォルケンシュタインは不上訴特権はこれを享受しえなかつた) した。君主はこの留保権を活用して譲渡領域につき共同地高権を獲得せんとした。例えば、彼は留保した鉱山レガールをてこに譲渡領域の共同地森林利用・処分権を主張したのである。一方領主貴族も裁判高権に依拠し森林利用・処分権を確保した。この裁判高権 (裁判・行政の官職権) には当時共同地高権が結びついていたのである。以上の意味で、前述 A 裁判区支配者は森林地に囲い地・開墾地を設けることを村民に許してはならない V の趣旨の森林令簡条は、巡回活動が農民団体のみならず裁判区支配者自身に対して果しえた統制作用を明らかに示唆するものである。

すなわち事情が右述のごとくであつてみれば、共同地森林利用をめぐる君主・領主貴族間には多かれ少なかれ確執が起つていたのは否めないものである。例えば、右 M・v・ヴォルケンシュタインの子孫は後代かの一五〇一年の譲渡を根拠に、鉱山官のおこなつたリーント森林の譲渡行為に対して、異議を申し立てたのである。このような確執のなかで、森林巡回官による現地巡回は領主貴族に裁判区支配者の森林利用権の主張に対し一つの牽制となりえた。この点につきみるに一四九二年森林令によれば、管轄権を有した裁判区行政官のおこなう共同地森林・湿地林の譲渡行

為は、もはや彼単独の行為で十分とは認められず、これには、まだ当時自ら巡回官であった△朕の森林長官——彼が現今何人であろうとも——による▽譲渡がなければ有効とならず、「こうして裁判区行政官の森林処分」に森林長官が関与するに至ったのであった。従来は森林地・森林開墾地の処分は在地諸官がこれを自由におこないえたのである。例へば一四六一年 君主特権状 (N. 17) によれば、エーレンベルク裁判区の一フォークトはドナウ支流レヒ溪谷上流に位置した二つの圃アウラフアング地と一つの開墾地ポイとを譲渡しており(譲受人はこれの確認を君主に乞うた)、従つて元来フォークトはほぼ無制限に、森林開墾の権利、また譲受人(とくに農民団体)に開墾をおこなわせるために森林地を譲渡する権利をもっていたのである。

さらにとりわけ鉾山地域においては森林地の裁判権は裁判区支配者にとつて制限されるに至り、例へば一四九四年マクシミリアンは鉾山官・ラント裁判官間の権限範囲を定め、このなかで次のごとく述べた。△(裁判区)の城館に割当てられこれに附属した森林地 (*Burghwalden*) あるいは被分割割当て共同(森林)地において、犯罪または不法が起こつたときは、それら(の森林)が存する裁判区(裁判区)支配者・行政官・裁判官が、朕の鉾山官によるさまたげおよびめんどろなしに(犯人を)罰金に科し処罰する権利を有すべし▽と。これに対し、鉾山官によるもとより共同地森林地のうちでも裁判区城館(そもそも城館には特定の権利が附属していた。例へば城館保有者が城館修築等夫役 (*Tagwerk und Roboten*) 義務を周域村民に課す権利)に附属せず、また村民に分割割当てされなかつた森林地内の事件は、鉾山官がこれを管掌した。こうなつてくると少なくとも鉾山地域では従来とは異なつて裁判区支配者(そして在地諸官)と村民との森林利用仲間は、もはや共同地森林の開墾権を認められなくなつており、しかもこの事態は鉾山地域以外の共同地森林にも及んでいった。こうして「十六世紀には(森林に対する)裁判区支配者の権利行使は、彼にはっきりと割当てられた特定部分の森林(のみ)に限定された」のである。すなわち君主は裁判区支配権の譲渡の際に森林地のほとんどはこれを留保し、裁判区支配者には一定領域の限られた森林(とくに城館

附屬林)しか与えなかった。このようにして、この森林利用・処分権の帰趨をめぐる一事例より大略したごとく、領主貴族Ⅱ裁判区支配者の在地(土着)権力に対して、今や君主は中央行政権力を背後に政治支配を(段階にであるが)ますます貫徹するに至り、かくして領主貴族はその在地権力を削がれ、この結果後世絶対主義Ⅱ重商主義時代(十七・八世紀)には「新貴族層」の誕生をみた。ここでは貴族は(のみならず市民その他諸身分も)その存立根拠を「宮廷への所属」(Zugehörigkeit zum Hofe)、あるいは「君権との近い関係」(Nähe zum Thron)に見出すに至ったのである。

この新時代のことはともかく、森林支配をめぐり領主貴族Ⅱ裁判区支配者に対し課せられた右述のごとき制限傾向は、巡回森林官制度下でよく成果をあげえ、これによって、伝統的に各裁判区各部落毎に展開されてきた地方組織の森林行政に対し一つの統制の役割を果たしたのである。この森林官森林巡回の成果は、インスブルック政府顧問官および財務長官、あるいは、これら両部局からなつた顧問会議に伝えられた。その成果は、これら政府中枢部自ら(すなわち等族メンバーの関与を被ることなく)が起草し制定・下附する、森林令諸箇条のうちに、また訓令諸項目のなかに、あらわれたのである。われわれはここに「政策決定者」と「官僚」とのあいだの連繫の一つの局面をみる事ができる。すなわち共同地森林官を中心とする諸森林官吏の「新しい官僚制が顧問会議の専門的構成員の周辺に具体化し」⁽²⁾ていったと言えるのである。

註

(1) 森林令は森林官吏による朗読以外に言わば「觸書」のかたちで一般に公布されたかは必ずしも明らかでない。ただ村規則のなかには「森林令諸箇条にもとゞみ (inhalt des artigls der waldordnung)」なる文言がしられ (T. W. II, S. 17, Zl. 22-3) 公布を思わせるが、しかし判然とはしない。

(2) H. Wopfinger, Das Almendregal des Tiroler Landesfürsten, S. 96.

- (30) A. Jäger, Geschichte der landständischen Verfassung, 2-2, S. 379.
- (31) Th. Mayer, Die Verfassungsorganisationen Maximilians I, 1920, S. 37.
- (32) O. Stobbe, Geschichte der deutschen Rechtsquellen, II, S. 219.
- (33) H. Spangenberg, Territorialwirtschaft und Stadtwirtschaft, S. 79; Vgl. F. L. Carsten, Die deutschen Landstände und der Aufstieg der Fürsten, Die Welt als Geschichte, 20 (1960), S. 20.
- (34) Schwind-Dopsch, Ausgewählte Urkunden, Nr. 225, S. 414-417.
- (35) A. Jäger, a. a. O., S. 340f.
- (36) E. Schmidt, Die Maximilianischen Halsgerichtsordnungen, S. 70.
- (37) H. Wopfner, Die Lage Tirols, Beilagen, Nr. II, S. 207-8.
- (38) E. Schmidt, a. a. O., S. 68-9.
- (39) H. Wopfner, a. a. O., Beilagen, Nr. IV, S. 209-10.
- (40) A. Zycha, Zur neuesten Literatur über die Wirtschafts- u. Rechtsgeschichte des deutschen Bergbaues, VSWG, 6 (1908), S. 238.
- (41) 前掲武蔵「マインツ農民戦争期に於ける共有地問題」、八頁右段。
- (42) H. Wopfner, Das Almendregal, S. 80.
- (43) J. Rapp, Ueber das vaterländische Statutenwesen, a. a. O., 5 (1829), S. 174.
- (44) v. Below, Die Neuorganisation der Verwaltung in den deutschen Territorien des 16. Jahrhunderts, in: Territorium und Stadt², 1923, S. 198. ※参照。
- (45) J. Rapp, a. a. O., S. 176.
- (46) H. Wopfner, a. a. O., S. 45. Anm. 3.
- (47) H. Wopfner, a. a. O., S. 80.
- (48) T. W. IV, S. 333-4所収の「一五二〇年日インスブルック政府判決 (これは南ティロール Carneid 城保有者之属域住民とのあつたに起りたる夫役置さるる争ひを裁定したるもの) 参照。
- (49) H. Wopfner, a. a. O., S. 45-6.

- (23) K. Plodeck, Zur sozialgeschichtlichen Bedeutung der absolutistische Polizei- und Landesordnungen, ZBLG. 39, 1976, S. 90.
- (24) F. Lunge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte³, S. 327.
- (25) J. R. Strayer, On the medieval origins, p. 94 (『近代國家の起源』一五七頁)。

むすび

以上、十五世紀末期から十六世紀初頭にかけて森林令なる領邦令の一分野を素材にしつつ領邦立法史の一断面を、(a) ティロール領邦立法史における森林令の地位・性格、および (b) 森林令と森林行政とのかわり、を中心に浮彫りにしてきた。本論からもうかがえるとおり、森林行政と鉾山行政とは密接に関連していたことから、確かに十六世紀後半期以降ティロールを含め南ドイツ鉾山業の衰退とともにおのずと森林立法と森林行政にも変化が生じ以前のごとき活潑さはみられなくなったとは推察される。しかし、一四九二年森林令・一五〇二年森林令を中心とする森林立法と、共同地森林森林官を中心とする巡回官団の森林巡回活動を、こゝとした森林行政とは、中央の「政策決定者」と「官僚」との連繫を基盤に、後代に重商主義を導いた十六世紀「領邦経済」の重要な一部分を形成し、また、十六世紀領邦の地方指導者に対して影響を与え森林支配の一局面において、地方組織の中央組織への編成の一契機となったのである。そしてこの「編成」過程は農民団体に對して一層明白に展開され、この追究が今後の課題となる。以下では本論内容の要約はおこなわず、残された今後の問題を各節毎に摘記して本稿をとじたい。

まず、一における今後の問題は、森林令ひいては領邦令(「法令令」)の全体が、領邦立法活動のなかで「判告法」・「制定法」と相並び一体いかなる発展過程をたどったかである。この「発展」と言うことで思い出されるのは、かつて栗生武夫教授が名著『ヒザンチン 期における親族法の発達』(昭和三年)で、「同一の史料でも、これをより短い歴史系列の中の一項として見るか、これをより長き歴史系列の中の一項として見るかによって、異なる光を発揮し来らざる

をえぬ」(二四、五頁)と述べられ、自身、ビザンチン法史の起点をユスティニアヌス帝にみるか(より短い系列)、ユスティニアヌス帝以前とくにコンスタンティヌス帝にみるか(より長い系列)のうち後者を選択され、たえず発展の契機(すなわち、(a)コ帝以前——(b)コ帝——(c)コ帝以後——(d)ユ帝——(e)ユ帝以後ビザンチン本期)を考慮に入れてビザンチン親族法史を描かれたことである。この意味の発展的契機を領邦立法史の一分野たる森林令史そして領邦令史全体においても探ねんためには、森林令史・領邦令史をあくまで領邦国家形成・確立史過程と併行してとり扱わねばならない。このためには幅広い時代に及ぶ領邦令法源の収集作業がどうしても前提となる。

二の問題は、森林令(そして領邦令)の立法過程、とくに「政策決定者」による法令の起草の具体的過程の追究であり、三では、森林令(領邦令)にあらわれた起草者||「政策決定者」の意図と、法令適用者||「官僚」の意図とが、法令実施(領邦行政)の面でいかに連繋し、ある場合には相反撥したかを一層具体的に追究すると言う問題が残る。この二、三における問題の解決のためにも、右一で述べたごとく法源文書の発見作業が必須である。しかし本稿はこの点できわめて限られた素材しか使えず、このため全く不備なものとならざるをえなかったが、森林令法源の早期刊本化を念じつつ、ドイツ領邦国家史の一側面を多少とも指摘しえたことで筆を擱きたい。

(一九七七年十月末日)